

事務事業名		監査執行事務		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業																															
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間																															
	施策名	310 効率的で質の高い行政運営の推進		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和27 年度～)																															
	基本事業名	011 成果重視の行政運営の推進		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																															
根拠法令		地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条ほか		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 06 01 01																															
所属	部課名	監査委員事務局		事務事業区分																															
	課長名	新沼 真美		A 政策事業 B 施設整備																															
	係名	監査係	電話 27-3111	C 施設管理 D 補助金等																															
	担当者	花輪 桂子	内線 334	E 一般(A～D以外)																															
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 監査委員が法令に基づき大船渡市、大船渡市水道事業、一部事務組合等及び財政援助団体等に対し、例月出納検査、決算審査、財政健全化等審査、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査を実施する。 事業費は、監査委員の報酬及び費用弁償、実務書籍の追録代、決算審査意見書の印刷製本費等である。 ・例月出納検査 市の現金出納を毎月期日を定めて検査を行うこと ・決算審査 市の一般会計や特別会計などの決算の内容が適正か審査を行うこと ・財政健全化・経営健全化審査 市の健全化判断比率、資金不足比率が適正か審査を行うこと ・定期監査 毎年度、市の財務に関する事務の執行等を監査すること ・行政監査 市で行う一般的な行政事務の執行について効率性・能率性の点から監査を行うこと ・財政援助団体等監査 市が財政的援助を与えている団体、出資している団体や公の施設の管理を行っている指定管理者の出納その他の事務の執行について監査を行うこと																																			
全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円) <table border="1"> <tr> <td>事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費計 (A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人件費計 (B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>						事業費	国庫支出金		財源内訳	都道府県支出金			地方債			その他			一般財源			事業費計 (A)	0	人件費	正規職員従事人数			延べ業務時間			人件費計 (B)	0		トータルコスト(A)+(B)	0
事業費	国庫支出金																																		
財源内訳	都道府県支出金																																		
	地方債																																		
	その他																																		
	一般財源																																		
	事業費計 (A)	0																																	
人件費	正規職員従事人数																																		
	延べ業務時間																																		
	人件費計 (B)	0																																	
	トータルコスト(A)+(B)	0																																	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

例月出納検査(毎月定例的に実施)、決算審査、財政健全化等審査、定期監査(市内財務事務等の実査9箇所、出先機関10箇所)、財政援助団体等監査(出資団体1団体、公の施設の指定管理者1団体)等を実施した。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

例月出納検査(毎月)、決算審査、財政健全化等審査、定期監査(市内及び出先機関財務事務等の実査)、財政援助団体等監査(出資団体、公の施設の指定管理者または補助金等交付団体)等を実施する。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

市、水道事業所、一部事務組合等
財政援助団体等

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

不適切または非効率な財務事務処理等があれば、監査委員の指摘により、適正または効率的に改善されるようになる。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

計画的に質の高い行政運営がなされる。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 例月出納検査 伝票審査割合	%
イ 定期監査 実施箇所件数	件
ウ 財政援助団体等監査 実施団体件数	件

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 定期監査 対象箇所件数	件
キ 財政援助団体等監査 対象団体件数	件
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 定期監査 不適切事項等指摘件数	件
シ 財政援助団体等監査 不適切事項等指摘件数	件
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
		単位						
投入量	事業費	国庫支出金	千円					
		都道府県支出金	千円					
		地方債	千円					
		その他	千円					
		一般財源	千円	2,085	2,142	2,042	2,100	2,100
	事業費計(A)		千円	2,085	2,142	2,042	2,100	2,100
	人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3
		延べ業務時間	時間	4,026	4,097	4,096	4,050	4,050
		人件費計(B)	千円	16,104	16,388	16,384	16,200	16,200
	トータルコスト(A)+(B)		千円	18,189	18,530	18,426	18,300	18,300
⑤活動指標	ア	%		100	100	100	100	100
	イ	件		39	40	41	40	40
	ウ	件		3	2	2	2	2
⑥対象指標	カ	件		70	70	68	70	70
	キ	件		550	549	608	550	550
	ク							
⑦成果指標	サ	件		0	0	0	0	0
	シ	件		0	0	0	0	0
	ス							

事務事業ID	0769	事務事業名	監査執行事務
--------	------	-------	--------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
地方自治法第199条等の法令に基づく自治事務である。昭和27年大船渡市市制施行と同時に開始された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
昭和22年制定の地方自治法等に基づく事務で、財務事務監査が主なものであったが、平成3年に行政監査制度、平成9年に外部監査人制度が導入された。平成20年度から地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化審査制度を実施。平成26年度より大船渡市水道事業会計では、改正後の地方公営企業会計基準を適用した。全国都市監査委員会では、これまで準則としていた監査基準を規範性を有するものとして平成27年7月に策定、平成28年8月に改正している。平成32年4月からの地方自治法一部改正に監査制度の充実強化等が盛り込まれている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし

2 評価の部(SEE)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	適正な財務処理と、効率的かつ効果的な事務事業の執行についての指摘・指導等を行うことにより、効率的で質の高い行政運営、健全な公営企業事業の運営及び出資・補助団体の適正な事業活動の推進に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	地方自治法等の法令に定められた自治事務であり、監査委員には、地方公共団体等における事務事業の執行の適否を監視することについて住民からの負託がある。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	対象と意図は、地方自治法等の法令に定められた範囲であり、拡大又は縮小の余地はない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	事務事業の効率性、有効性を主眼とした監査の実施を検討していく。 時代の変化に即応した多角的な着眼、高度・専門的な監査技術の習得のため、監査委員及び事務補助職員の研修調査活動の充実を図る。住民に明確でわかりやすい監査結果の情報提供を行う。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	地方自治法等の法令に基づく監査委員による監査執行であり、住民を代表した者による行政の監視機能がなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	監査委員の報酬及び費用弁償、実務書籍の追録代が主な費用であり、追録書籍も必要最小限のもので事業費削減は難しい。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	広範囲、高度・専門的な着眼での事務事業の執行の適否の判断が求められることから、専門的な知識と行政実務経験を有する者による審査が必要である。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	各法令に基づく自治事務であり、全額公費により措置されるべきもので、受益者負担を求めるべきものではない。監査対象については、監査基準に基づき監査委員が判断しており、公平・公正となっている。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																					
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		●																			
	維持			×																		
	低下		×	×																		
計画的かつ効率的な監査執行事務の確立を図る。 監査事務補助職員(正職員)は、現体制維持を図る必要がある。 住民への監査情報の提供手段として、広報及びホームページ等への結果報告の掲載をする必要がある。 高度・専門的な監査技術の習得のため、監査委員及び事務補助職員の研修調査活動の充実を図る。 財務事務研修機会の充実を関係各課に要望する。																						

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	監査内容の充実強化を図るとともに、監査結果の公表を行う。